

フロン回収・破壊法の解体工事に係る事前確認制度のあり方について (たたき台)

平成24年11月26日

1. 現状認識

- フロン回収・破壊法第19条の2において、「特定解体工事元請業者は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、書面を交付して説明しなければならない。」(事前確認制度／規模要件なし)とされているにもかかわらず、平成23年度フロン回収・破壊法施行状況等調査によると、事前に確認していない建設業者、解体業者は約1割存在。
- 建設リサイクル法では、受注者から発注者への事前説明義務を踏まえ、発注者が工事着手の7日前までに都道府県知事等に届出（解体工事：80m²以上など）。（建設リサイクル法第10条第1項、第12条第1項）。
 - 建設リサイクル法とフロン回収・破壊法の担当部局間で連携すれば、建り法の届出対象工事についてフロン法に基づく事前確認の指導を徹底できる可能性。

2. 整理の方向（たたき台）

<状況整理>

- 多くの都道府県においては、フロン法と建り法部局の連携による合同パトロールやフロン法の周知等の取組を行っているものの、更なる制度強化の必要性を認識。そのあり方としては、法令改正による対応よりも、両法所管部局の連携強化を国からの通知等により促進すべきとの意見が多い。なお、フロン回収・破壊法と建設リサイクル法では対象範囲が異なるなど、対策の整合について整理が必要。
- 実務面で、建り法所管部局との更なる連携の強化は可能。

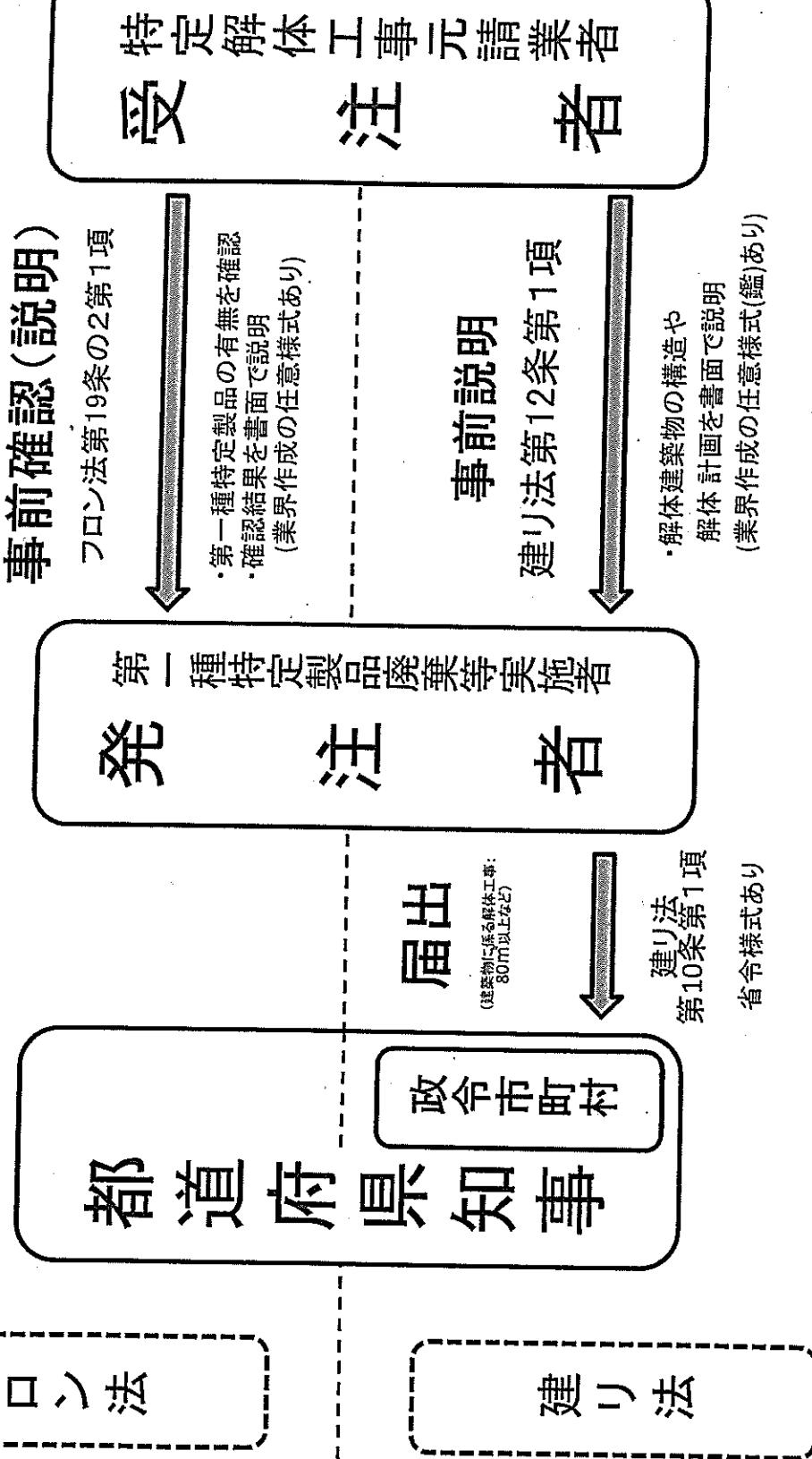
【対応案】

- ① 都道府県のフロン法担当部局がフロン回収・破壊に関して様々な取組を推進できるように、関係省庁と連携しつつ、参考となる事例をとりまとめて情報提供する。
- ② フロン法担当部局による取組の実効性の確保及び実務面での連携等の更なる充実を図るため、フロン法担当部局と建り法担当部局の間で建り法に基づく届出等の必要な情報の共有化を推進する。
- ③ また、関係業界を通じて特定解体工事元請業者に対しても様々な場面を通じて事前確認制度の周知や手続きの簡素化等に関する情報を提供し、実効性の向上を図る。

参考資料

- ・ 建り法の届出情報をフロン法所管部局と常時共有している都道府県：10件
- ・ 国交省HPで、建り法第10条第1項の規定による届出様式の記載例（フロン類使用機器の有無）を掲載中。
- ・ 建り法第12条第1項の規定により、解体工事受注者は発注者に対して建築物の構造、解体計画等を書面で説明することとされているが、その際に、あわせてフロン法第19条の2第1項で規定する事前確認事項（第一種特定製品の設置の有無等）を説明するための任意様式が業界団体HPに掲載中。

フロン法と建り法の事前説明、届出スキーム



卷三

神奈川県		平成22年10月〇日	
発注者又は自主施工者の氏名 姓 （法人においては商号又は代表者の氏名） 住所 (郵便番号) 259-xxxx 電話番号 046-100-xxxx		再資本化太郎 サムライゲンキ 住所 (郵便番号) 259-xxxx 電話番号 046-100-xxxx	
(転居予定先) 住所 (郵便番号) 259-xxxx 電話番号 045-000-xxxx		住所 神奈川県横浜市〇〇-〇〇	
建設工事に係る資材の再資本化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記とおり届け出ます。			
工事の概要 ①工事の名称 神奈川県伊勢原市△△一△△		記 ○○住宅解体工事 神奈川県伊勢原市△△一△△	
工事の場所 ②工事の場所 神奈川県伊勢原市△△一△△		用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 用途 施設物に係る新築又は増築の工事 用途 、階数 、工事対象床面積の合計 用途 施設物に係る新築工事であつて新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 施設物に係る新築工事であつて新築又は増築の工事に該当しないもの	
③工事の種類及び規模			

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

卷之三

対象建設工事の元請業者から法律第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
〔請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要〕

別解体等の計画書
地盤物に係る解体工事については別表1
地盤物に係る新築工事等については別表2
地盤物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載する。

卷之三

工事の概要 別紙のとおり (工事着手予定日) 王22年八月一日 (工事着手予定日) 王23年△H.Q.R

付録

分別解体の計画面等

分別解

卷之三

建築物の構造		木造 <input type="checkbox"/> 鋼骨筋筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鋼筋コンクリート造	
建築物の状況		□新築造 <input type="checkbox"/> 整備造 <input type="checkbox"/> リノベーション <input type="checkbox"/> その他 ()	
被災物に関する調査結果	周辺状況	その他の施設	住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ()
	敷地境界との最近距離	約 <u>1</u> m	
被災物に関する調査結果	周辺にあらる施設	建物物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 □十分 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/>	隣地使用の承認済、道路使用許可済
被災物に関する調査結果	報出経路	その他 () 障害物 □有 () 前面道路の幅員 普通道路 約 <u>4</u> m その他 () 大型車両通行不可 <input type="checkbox"/>	交差整備員の常駐を計画 船出用に2トントラックを準備
	成存物品	有 <input type="checkbox"/> (エアコン) □無	
被災物に関する調査結果	特定建設資材への付着物	有 <input type="checkbox"/> (石粉含有アスレート板)有り フロン燃焼用機器有り □無	工事着手前に搬出する
	その他		石粉含有アスレート板有り フロン燃焼用機器有り □無
被災物に関する調査結果	工程①基礎設備・内装材等	作業内容 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	分別解体等の方法 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 <input type="checkbox"/>
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 <input type="checkbox"/>
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り扱い 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 <input type="checkbox"/>
	④基礎・基礎ぐい、 ⑤その他 ()	基礎・基礎ぐいの取り扱い 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()の取り扱い 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 <input type="checkbox"/>
	工事の工程の順序	工事の工程における①→②→③→④の順序 その他の場合の理由 ()	手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 <input type="checkbox"/>
	内装材に木材が含まれる場合	その他の場合の理由 ()	手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 <input type="checkbox"/>
被災物に用いられた異質な材の見込み	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し不可 <input type="checkbox"/>	他の見込み <input type="checkbox"/> 発生が見込まれる部分 (注) <u>40</u> ト <input type="checkbox"/>	
被災物に用いられた異質な材の見込み	不可の場合の理由 ()	種類 <input type="checkbox"/> コングリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト・ガルバ・ドーム <input type="checkbox"/>	
被災物に用いられた異質な材の見込み	発生 <input type="checkbox"/> 見込み <input type="checkbox"/>	量 <input type="checkbox"/> 10 ト <input type="checkbox"/> (注) (1)建設資材、内装材等 (2)建設資材 (3)外装材、上部構造部分 (4)基礎・基礎ぐい (5)その他	

□期には、該当箇所に「レ」を付すこと。

